

平成26年5月9日

各 位

会 社 名 美濃窯業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 太田 滋俊
コ ー ド 番 号 5356
上 場 取 引 所 名証第二部
問 合 せ 先 取締役常務執行役員管理部門担当
中尾 晴一郎
TEL (052) 551-9221

定款の一部変更および補欠監査役候補者の選任に関するお知らせ

当社は、平成26年5月8日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」「補欠監査役候補者選任の件」を平成26年6月27日開催予定の当社第152回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものがあります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
第5章 監査役および監査役会 (選任方法) 第33条 (記載省略) 2. (記載省略) (新 設) (新 設)	第5章 監査役および監査役会 (選任方法) 第33条 (現行どおり) 2. (現行どおり) <u>3. 当社は、会社法第329条第2項により法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> <u>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

<p>(任期) 第 34 条 (記載省略)</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(任期) 第 34 条 (現行どおり)</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることが出来ないものとする。</u></p>
---	--

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 6 月 27 日 (金)
定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 27 日 (金)

2. 補欠監査役候補者の選任

(1) 補欠監査役選任の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第 329 条第 2 項に基づき、予め補欠監査役 1 名を選任するものであります。

なお、本議案は上記「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

また、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

(2) 補欠監査役候補者

氏 名 (生年月日)	略歴、地位または重要な兼職の状況			所有する当社株式の数
川村 喜明 (昭和 30 年 5 月 20 日)	昭和 57 年 3 月		税理士登録	
	平成 2 年 9 月		司法書士登録	
	平成 3 年 1 月		川村喜明税理士・司法書士事務所開設	
	平成 18 年 6 月		当社監査役 (現任)	

以 上